

資 料

1 健康だて21計画（H19～H28）の評価

（1）生活習慣病予防の推進

目標項目	基準値 (H18年度)	中間値 (H23年度)	現状値 (H28調査)	目標値 (H28年度)
<p>太りすぎの人</p> <p>20～60代男性</p> <p>40～60代女性</p>	<p>29.0%</p> <p>22.9%</p>	<p>28.7%</p> <p>22.7%</p>	<p>28.9%</p> <p>19.6%</p>	<p>15%</p> <p>20%</p>
健康であると感じている人	77.8%	73.5%	76.2%	90%
かかりつけ医師を持つ人	64.4%	72.0%	69.1%	80%
<p>基本健康診査の受診率</p> <p>平成18年度基本健康診査結果</p>	54.2%	<p>22年度特定健診</p> <p>42.3%</p>		80%
特定健診受診率		42.3%	43.5%	60%
<p>がん検診受診率（H21年度より対象者の考え方が 変わり「推計対象者」に統一された</p> <p>平成18年度がん検診結果</p> <p>胃がん</p> <p>肺がん</p> <p>大腸がん</p> <p>乳がん</p> <p>子宮がん</p> <p>前立腺がん</p>	<p>30.6%</p> <p>56.5%</p> <p>37.4%</p> <p>24.8%</p> <p>22.0%</p> <p>35.9%</p>	<p>22年度がん検診 (推計対象者対)</p> <p>24.8%</p> <p>43.2%</p> <p>34.6%</p> <p>26.9%</p> <p>24.1%</p> <p>38.6%</p>	<p>23.8%</p> <p>37.4%</p> <p>32.9%</p> <p>27.8%</p> <p>28.5%</p> <p>34.5%</p>	<p>50%</p> <p>70%</p> <p>50%</p> <p>50%</p> <p>50%</p> <p>50%</p>
<p>基本健康診査における要医療率</p> <p>平成18年度基本健康診査結果</p> <p>男性</p> <p>女性</p>	<p>39.8%</p> <p>31.7%</p>	特定健診の評価では要医療という評価は行なっていない		
<p>基本健康診査における コレステロール値異常者（220以上）</p> <p>平成18年度基本健康診査結果</p> <p>男性</p> <p>女性</p>	<p>20.3%</p> <p>37.4%</p>	特定健診（H20～）となってからコレステロールは測定していない		
<p>メタボリックシンドローム該当者</p> <p>厚生労働省健康局標準的な健診・保健指導プログラム</p> <p>腹囲</p> <p>男性 85cm以上</p> <p>女性 90cm以上</p>	<p>※1 —</p> <p>—</p>	内臓脂肪症候群の該当者でみていく		
<p>メタボリックシンドローム該当者</p> <p>平成18年度基本健康診査結果</p> <p>血液・血圧検査時における 要注意者※2</p> <p>男性</p> <p>女性</p>	<p>25.9%</p> <p>18.0%</p>	特定健診では「内臓脂肪症候群」と「内臓脂肪症候群予備軍」の2つに分類している		
<p>内臓脂肪症候群等の該当者</p> <p>平成22年度特定健診結果</p> <p>内臓脂肪症候群該当者割合</p> <p>内臓脂肪症候群予備群者割合</p>	追加項目	<p>新 15.8%</p> <p>新 13.2%</p>	<p>19.6%</p> <p>13.1%</p>	<p>減少</p> <p>減少</p>

目標項目	現状値 (H18 年度)	中間値 (H23 年度)	現状値 (H28 調査)	目標値 (H28 年度)
特定健診における血圧検査の有所見者 平成 22 年度特定健診結果 収縮期血圧 130mmHg 以上 拡張期血圧 85mmHg 以上	追加項目	新 51.9% 新 20.9%		減少 減少
特定健診における血糖検査の有所見者 ^{※3} 平成 22 年度特定健診結果	追加項目	新 24.4%		減少
喫煙率				
男性	41.1%	28.6%	23.5%	20%
女性	10.3%	18.1%	7.2%	5%
未成年者の喫煙率				
男性	14.3%	3.9%	4.7%	0%
女性	※40%	0%	0%	0%
公共施設の空間分煙率 平成 18 年度公共施設の分煙化実施調査				
市役所（本庁・分庁舎・総合支所）	20.0%	100%		100%
保健センター	60.0%	100%		100%
小中学校	100%	100%		100%
体育館	100%	100%		100%
喫煙者のいる世帯数	56.0%	37.0%	35.4%	25%
喫煙が及ぼす害の認知				
肺がん	94.8%	91.9%	94.6%	100%
心臓病	40.1%	38.1%	38.9%	100%
脳卒中	35.6%	35.9%	42.8%	100%
妊娠に関連した異常	58.5%	46.5%	58.3%	100%
歯周病	21.5%	20.8%	31.6%	100%
未成年者の飲酒率				
男性	14.3%	0%	2.3%	0%
女性	11.4%	2.2%	0%	0%
習慣的飲酒者				
男性	52.0%	51.6%	49.0%	25%
女性	14.8%	14.0%	16.1%	7%
多量飲酒者（1日3合以上）				
男性	7.5%	6.1%	6.1%	3%
女性	0.9%	3.4%	1.1%	0%

現状値及び中間値：出典を記していないデータは市民アンケート調査結果より

※1：腹囲測定は平成 19 年度より測定開始

※2：中性脂肪 150mg/dl 以上、HDL コレステロール 40mg/dl 未満のいずれか又は両方
最高血圧 130mmHg 以上、最低血圧 85mmHg 以上のいずれか又は両方
空腹時の血糖値 110mg/dl 以上に該当するもの

※3：空腹時の血糖値 100mg/dl 以上若しくは随時の血糖値 140mg/dl 以上に該当するもの

※4：未成年喫煙者率の女性が 0%なのは市民アンケート対象者のみの数値

(2) 気軽に身体活動・運動ができる環境づくり

目標項目	現状値 (H18年度)	中間値 (H23年度)	現状値 (H28調査)	目標値 (H28年度)
健康を守るため、各種スポーツで体力づくりをする人	22.9%	22.7%	31.5%	50%
定期的に運動をする人				
10代	39.7%	48.5%	37.6%	60%
20～30代	27.5%	22.6%	22.4%	40%
40～50代	29.8%	25.9%	25.7%	40%
60代	45.6%	39.2%	40.2%	60%
すべての年齢での 1日の身体活動量(歩数)※5	6,943歩	6,901歩		10,000歩
運動の「やる気意識」※6が高い人				
10代	28.3%	41.1%	22.0%	60%
20～30代	24.6%	23.2%	21.7%	50%
40～50代	26.7%	23.5%	21.8%	50%
60代	32.0%	29.2%	31.4%	50%

●高齢者の目標●※7

目標項目	現状値 (H18年度)	中間値 (H23年度)	現状値 (H28調査)	目標値 (H28年度)
積極的に外出する高齢者				
男性	42.5%	62.9%	62.9%	50%
女性	49.0%	61.3%	66.8%	60%
サークルやスポーツ等の活動をしている高齢者				
男性	21.7%	24.0%	27.0%	40%
女性	21.9%	22.7%	26.6%	40%
定期的に運動をする高齢者	39.9%	35.9%	38.4%	50%
運動の「やる気意識」が高い高齢者	30.5%	30.2%	30.7%	50%

現状値及び中間値：出典を記していないデータは市民アンケート調査結果より

※5：国民健康・栄養調査全年齢の平均値(現状値：平成16年、中間値：平成22年)

※6：運動の「やる気意識」とは運動実施が困難な状況でも定期的に運動を行う自信の程度

※7：この目標における高齢者とは70歳以上をいう。

(3) 栄養と食生活の充実と歯の健康維持

目 標 項 目	現状値 (H18 年度)	中間値 (H23 年度)	現状値 (H28 調査)	目標値 (H28 年度)
食育に関心を持っている人	追加項目	新 61.6%	60.3%	100%
噛み方、味わい方など食べ方に関心がある人	追加項目	新 62.6%	62.5%	100%
朝食を欠食する人				
10 代男性	7.1%	3.9%	9.3%	0%
20 代男性	19.2%	23.4%	15.0%	0%
30 代男性	20.9%	18.2%	13.7%	0%
10 代女性	2.9%	4.3%	3.4%	0%
20 代女性	11.9%	10.5%	8.4%	0%
30 代女性	5.6%	3.8%	5.0%	0%
家族揃って 1 日に 1 回以上 食事をする人	73.3%	72.9%	69.8%	90%
食材や食品をチェックする人	47.9%	44.8%	43.5%	70%
食生活改善推進員の数 平成 18 年度実績値	54 人	77 人		85 人
かかりつけの歯科医師を持つ人	65.5%	71.9%	70.5%	80%
1 日 3 回以上歯磨きをする人	19.9%	18.3%	24.9%	40%
3 歳 6 ヶ月児における 虫歯のない子ども 平成 17 年度 3 歳 6 ヶ月児健康診査結果	57.6%	59.3% (H22 年度)		70%
12 歳児における 1 人平均虫歯の 本数 (永久歯) DMFT 指数 ^{※8} 平成 18 年度児童生徒の体格・視力・虫歯の実 態学校保健会伊達支部養護教諭部会	2.08 歯	0.82 歯 (H22 年度)		0.8 歯
定期的に歯科検診を受けている 人	12.3%	19.0%	25.7%	50%
60 歳以上で自分の歯を 24 歯以 上有する人	29.1%	19.2%	30.7%	40%
8020 認定者数 平成 17 年度歯っぴいライフ 8020 認定者数 福島県歯科医師会	8 人	29 人 (H22 年度)		30 人

現状値及び中間値：出典を記していないデータは市民アンケート調査結果より

※8：DMFTとは、一人平均における虫歯になった本数（治療済みの歯、抜けた歯も含む）をいい、健康日本 21 における国の目標は、1.0 歯である。

(4) 心の健康と休養を大切にできる環境づくり

目標項目	基準値 (H18年度)	中間値 (H23年度)	現状値 (H28調査)	目標値 (H28年度)
十分な睡眠がとれている人	77.3%	78.0%	73.1%	90%
十分な休養がとれている人	74.7%	78.3%	73.2%	90%
ストレスを解消できる人	59.6%	55.8%	57.2%	80%
悩みを相談できる人がいる人	69.5%	69.6%	68.0%	80%
趣味や生きがいのある人	76.6%	73.8%	73.0%	80%

現状値及び中間は市民アンケート調査結果より

2 計画の策定経過

■第1回伊達市健康増進計画策定委員会

- 日時 平成28年7月28日(木) 10:00～
会場 伊達市役所保原本庁舎 委員会室1
議事 (1) 健康増進計画(健康だて21計画(2次))策定概要について
(2) 計画策定業務計画について
(3) 伊達市健康づくり概要について

■第2回伊達市健康増進計画策定委員会

- 日時 平成28年8月25日(木) 14:00～
会場 伊達市役所保原本庁舎 委員会室4
議事 (1) 健康増進計画(健康だて21計画)評価指標及びアンケート調査について

■第3回伊達市健康増進計画策定委員会

- 日時 平成28年12月6日(火) 14:00～
会場 伊達市役所保原本庁舎 庁議室
議事 (1) 健康増進計画(健康だて21計画(2次))アンケート調査結果について
(2) 計画骨子について

■第4回伊達市健康増進計画策定委員会

- 日時 平成29年2月16日(木) 13:30～
会場 伊達市役所保原本庁舎 庁議室
議事 (1) 伊達市健康増進計画(健康だて21計画(2次))の概要について
(2) 計画素案について

■パブリックコメントの実施

- 期間 平成29年3月13日(月)～3月27日(月)

■第5回伊達市健康増進計画策定委員会

- 日時 平成29年3月28日(火) 13:30～
会場 伊達市役所保原本庁舎 庁議室
議事 (1) 伊達市健康増進計画(健康だて21計画(第2次))案について

3 平成28年度伊達市健康増進計画策定委員名簿

役職等	氏名	区分
福島学院大学こども学科教授	◎佐藤 理	学識経験者
伊達医師会会長	○中野 新一	医療関係者
福島歯科医師会会員 中木歯科医院院長	中木 哲朗	医療関係者
伊達市食生活改善推進協議会会長	菅野 ユリ子	保健関係者
伊達市小中学校長会保健安全部会	八島 徳子	保健関係者
伊達市社会福祉協議会	菊田 久美子	福祉関係者
伊達市体育協会	清野 良治	市民団体
だて健幸隊	齋藤 美和	市民団体
福島県県北保健福祉事務所	五十嵐 康子	関係団体
9名		

◎：委員長 ○：副委員長

事務局

役職	氏名
参事兼保健センター所長	佐藤 芳彦
健康推進課長	佐藤 高広
課長補佐兼地域母子係長	畠 香苗
地域成人係長	菅野 公宏
健康管理係長	横山 隆幸
健康企画係長	渡邊 陽子
専門栄養士	高橋 徳子
主任主事	佐々木 千恵
健幸都市づくり課長	半沢 信光
主幹兼元気づくり係長	伊藤 加与子
主幹兼健幸都市推進係長	長沢 弘美

4 伊達市健康増進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づき、「市民一人一人がいつまでも心身ともに健康で過ごす」ことを目的に健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項について調査及び審議するため、伊達市健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進計画（本市において「健康だて21」という。）の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認められる事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 関係市民団体等の代表者
- (4) 公募による一般市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定を完了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席で成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。